

令和元年7月2日制定

平野松枝・柳原信子自立支援基金要綱

(名称及び目的)

第1条 基金の名称は平野松枝・柳原信子自立支援基金（以下「基金」という。）とし、児童養護施設藤崎台童園（以下「園」という。）を退所した者等の自立支援を目的とする。

(基金の性格)

第2条 この基金による支援は、基金の原資を取り崩して行う給付型のものとし、給付金は返還を要しない。

2 基金の原資を使い果たしたときは、この基金は自動的に廃止する。

(支援の対象)

第3条 この基金による支援の対象者は、児童養護施設藤崎台童園を退所した者（大学院、大学、専門学校、各種学校等に入学を予定している者及び修学期間中の者並びに退所後10年を経過していない者に限る）等であって、自立支援を必要とする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、児童養護施設藤崎台童園入所中の児童の自立に寄与する園の活動を対象として、年間50万円を限度に、基金から児童養護施設藤崎台童園拠点区分へ資金を繰り入れることができる。

(支援の内容)

第4条 基金は、その目的を達成するために次の支援を行う。

- (1) 大学院、大学、専門学校、各種学校等に進学する際の入学金及び入学時納付金並びに修学期間中の授業料等の費用
- (2) 大学院、大学、専門学校、各種学校等修学期間中の生活費、家賃等の費用
- (3) 自立に必要な資格取得及び技能習得に要する費用
- (4) 優れたスポーツ・文化活動の活動促進のための費用
- (5) ボランティア体験、就業体験・職場訪問、料理教室、パソコン教室、マナー講座等の自立に寄与する様々な体験に要する費用
- (6) 自立に失敗した方の生活再建のための必要最低限度の費用
- (7) その他目的を達成するために必要な支援に要する費用

2 前項第1号から第3号までの支援については、当該各号に要する費用から他の制度や保護者等からなされる支援の額を控除した額を上限として、必要と認める額を支援する。また、熊本県児童養護施設退所者等自立支援資金の

貸付を受ける場合も同様とする。

(支援の申込)

第5条 基金による支援を希望する者は、基金支援申込書（別紙様式第1号）を遅滞なく事務局に提出するものとする。

(審査及び決定)

第6条 基金による支援の可否、支援の金額等の決定は、社会福祉法人藤崎台童園理事長、常務理事、藤崎台童園施設長の三者で構成する基金審査会（以下「審査会」という。）により行う。

- 2 審査会の議長は、社会福祉法人藤崎台童園理事長をもって充てる。
- 3 審査結果については、支援決定（却下）通知書（別紙様式第2号）により速やかに支援希望者へ通知するものとする。

(費用の返還)

第7条 虚偽もしくは不正な手段により基金の支援を受けた者は、支援を受けた費用の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

(基金の管理)

第8条 この基金は、社会福祉法人藤崎台童園本部拠点区分において、独立した預金通帳により管理する。

- 2 基金の運用状況は、毎年度終了後、収支報告書により審査会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 基金の事務局は、熊本市中央区古京町3番5号所在の児童養護施設藤崎台童園事務所内に置く。

(委任)

第10条 その他この要綱に定めのない事項については、審査会の承認を経て、審査会の議長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日より施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

基金支援申込書

ふりがな			性別
名前			男 ・ 女
生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日生	(歳)
住所	〒		
連絡先	電話番号		
	FAX 番号		
	携帯番号		
	Eメールアドレス		
支援を 希望する 内容・金額	(内容)		
	(金額)		
振込先 金融機関	肥後銀行 普通預金・口座番号	名義人	本・支店
事務局記入欄	提出年月日 年 月 日	備考	

上記必要事項をご記入のうえ、下記基金事務局までお申し込みください。

申込み先	平野松枝・柳原信子自立支援基金事務局
	〒860-0007 熊本市中央区古京町3-5
	電話 096-352-5063 / FAX 096-352-5445

様式第2号

令和 年 月 日

様

平野松枝・柳原信子自立支援基金審査会

社会福祉法人藤崎台童園

理事長 尾里 一清

支援（決定・却下）通知書

令和 年 月 日付で提出のあった基金支援申込については、
審査の結果、下記のとおり決定し、支援金を指定の金融機関口座に
振り込みましたのでお知らせします。

決 定 （決定金額 円）

却 下